特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	障がい福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和水町は、障がい福祉に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

和水町

公表日

令和3年3月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	障がい福祉に関する事務						
②事務の概要	・身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・知的障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務を行う。 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給、地域生活支援事業の実施に関する事務及び療養介護医療費等の支給に関する事務を行う。 ・児童福祉法に基づき、障害児通所給付費等、障害児相談支援給付費等の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務を行う。						
③システムの名称	障害児支援システム、自立支援医療システム、障害福祉サービスシステム、心身障害者手帳システム、 精神手帳システム、特別児童扶養手当システム、日常生活用具システム、補装具システム、口座管理シ ステム、統合宛名システム、中間サーバー						

2. 特定個人情報ファイル名

決定情報ファイル、所得区分情報ファイル、世帯状況ファイル、自立支援医療台帳情報ファイル、所得判定情報ファイル、世帯員情報ファイル、家族情報ファイル、決定情報ファイル、所得区分情報ファイル、世帯状況ファイル、身障手帳台帳ファイル、精神手帳台帳ファイル、受給者情報ファイル、児童情報ファイル、受給者所得情報ファイル、配偶者義務者所得情報ファイル、日常生活用具台帳ファイル、日常生活用具所得判定ファイル、日常生活用具世帯員ファイル、補装具台帳ファイル、補装具所得判定ファイル、補装具世帯員ファイル、口座情報ファイル、宛名基本ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一の第8.11.12.14.34.46.84項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8,11,12,14,25,37,60条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>(選択肢>(主) 実施する(主) 実施しない(3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の第9,10,11,20,53,66,108,109,110項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第8,9,10,14,27,37,55条 【情報提供事務】 ・番号法第19条第7号 別表第二の第26,56の2,57,87,116項 ・別表第二省令第19,30,31,44条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark> 和水町役場 総務課 〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地 0968-86-5720

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

	和水町役場 総務課 〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地 0968-86-5720
--	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和3年3月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目 2) 基礎項目 3) 基礎項目	評価書及び重	重点項目評価書 €項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	ついては、それぞれ፤	重点項目評	価書又は全項目評価書にお	いて、リスク	対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力をん 2)十分である 3)課題が残	3				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ。 3) 課題が残	a				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ。 3) 課題が残	3				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]	委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を 2) 十分であ。 3) 課題が残	3				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム			提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を。 2)十分であ。 3)課題が残	3				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接続しない(入手	≜) []	接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を。 2)十分であ。 3)課題が残	る				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を 2)十分である 3)課題が残	3				
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を。 2)十分であ。 3)課題が残	3				
8. 監査									
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査 [〕外部監査	<u> </u>			
9. 従業者に対する教育・啓	発								
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を) 2) +分に行		いる			

変更箇所

久久巴/// 							
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明		
令和3年3月5日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数 いつの時点の計数か Ⅱしきい値判断項目2.取扱 者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日	令和3年 3月1日	事後			
令和3年3月5日	Ⅱしきい値判断項目2. 取扱 者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日	令和3年 3月1日	事後			